

留学生交流支援制度（長期派遣）実施委員会・審査会設置規程を次のように定める。

平成21年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

### 海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施委員会・審査会設置規程

（設置）

第1条 組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に、海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施委員会（以下「委員会」という。）及び海外留学支援制度（大学院学位取得型）審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（役割）

第2条 委員会は、機構の理事長（以下単に「理事長」という。）の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第23号）第6条に規定する制度に係る選考方針及び選考基準等
- (2) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の実施に当たり必要な事項

2 審査会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施規程第7条に規定する派遣留学生の留学計画等に係る審査
- (2) 派遣留学生の審査に当たり必要な事項

第3条 前条の規定にかかわらず、委員会は、機構が別に実施する第一種奨学金で貸与を受ける者のうち業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可。）第27条第2項ただし書の規定により願い出のあった者について、特に優れた業績による奨学金返還免除候補者を選考し、機構に推薦する。

2 前項の選考に当たっては、委員会は、必要に応じて審査会の委員に意見を求めることができる。

3 第1項の選考における評価項目その他必要な事項については、別に定めるものとする。

（組織及び委嘱）

第4条 委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、15名以内の委員

をもって組織する。

- 2 審査会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、理事長が必要と認める数の委員をもって組織する。
- 3 委員は、理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員会に委員長、審査会に主査を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長及び主査の任期は、1年とする。
- 7 委員会の委員及び審査会の委員の兼任は、これを妨げない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会及び審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第4号)

この規程は、平成24年3月14日から施行し、改正後の留学生交流支援制度(長期派遣)実施委員会・審査会設置規程は、平成23年12月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第11号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第13号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第7号)

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第10号)

この規程は、令和3年5月31日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第14号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。